

43—05 P U D T

**審判請求（特許（商標登録）異議の申立て）の
一部取下げ**

1. 審判請求（異議申立て）の一部取下げというのは、審判（異議）の対象の一部を請求人（申立人）の自由意思に基づいて撤回することで、たとえば、A・B 2個の発明に係る特許権の特許の無効（異議）を請求（申立て）したのち、その一部A又はBについての請求（申立て）を撤回するのがこれに当たる。
2. 審判請求（異議申立て）の一部取下げの可否
 - (1) 特許（実用新案登録）請求の範囲に記載された2以上の請求項に係る特許（実用新案登録）無効審判の請求は、請求項ごとに取り下げることができる（特§155③、実§41）。

昭和62年12月31日以前の出願に係る特許については、特許請求の範囲に記載された2以上の発明に係る特許無効審判の請求は、発明ごとに取り下げることができる。
 - (2) 意匠登録無効審判については、一部取下げはできない。
 - (3) 商§46①に規定する無効審判は、商§56②で準用する特§155③の規定により、指定商品又は指定役務ごとに、その請求を取り下げることができる。
 - (4) 商§50①、§51①、§52の2①、§53①及び§53の2にそれぞれ規定する取消審判については、特§155③の規定の準用がなく、請求の一部取下げはできない。
 - (5) 特許請求の範囲に記載された2以上の請求項に係る特許異議の申立ては、請求項ごとに取り下げることができる（特§120の4②→特§155③）（→67—03）。
 - (6) 2以上の指定商品又は区分に係る商標登録異議の申立ては、指定商品又は指定役務ごとに取り下げることができる（商§43の11②→特§155③）。
 - (7) 拒絶査定不服審判（特§121①、意§46①、商§44①）、補正却下決定不服審

判（意 § 47①、商 § 45①）、訂正審判（特 § 126①）については、規定がないので、それらの審判請求の一部を取り下げることにはできない。ただし、2以上の訂正事項について、一つの訂正審判が請求されている場合において、そのうちの一部の事項について削除する補正を認めることがある（→54—05.1 の2. (3)）。

(8) 2以上の請求項に係る特許について、請求項（又は一群の請求項）ごとに訂正審判が請求された場合、それらの審判請求は、請求項（又は一群の請求項）ごとに取り下げることにはできない（特 § 155④）。

3. 審判請求（申立て）の一部取下げに際しての注意事項

取下げの要件、審判書記官及び審判官の手続は 43—01 及び 43—02 と同様であるが、一部取下げの場合、取り下げた部分についての申立ての理由及び証拠は、特 § 153 ①の「当事者又は参加人が申し立てない理由」に該当する。

(改訂 H27. 2)